

議 事 録

令和5年度 第1回北栄町地域福祉推進計画推進委員会	
日 時	令和5年7月4日（火）13時30分～15時40分
場 所	北栄町農村環境改善センター 2階 大会議室
出席者 （委員）	長曾我部・森田・中井・松村・田村・谷原・田中・山本・ （行政）吉岡健康推進課長・中原教育総務課長
（オブザーバー）	土屋（北栄町福祉施策アドバイザー）
（事務局）	（町）小澤福祉課長・池田センター長・松嶋室長・菱井室長 （社協）金山局長・秋草係長・前田

○主な意見を抜粋したもの

1：開 会	司会／進行：小澤福祉課長	説明・意見者
2：あいさつ	オブザーバー紹介後に、委員長あいさつ	
3：議 事		
※これ以降の司会は、長曾我部委員長		
(1) 北栄町地域福祉推進計画について		
それぞれの計画について目標設定・中間報告を説明し、ご意見ご質問をいただいた。		
① 令和5年度事業の進捗管理（目標設定） （資料1）		事務局：菱井 社協：前田
I-（3）町	○自死は一人暮らしの方が多いのか、家族がいても起こるのか？	谷原委員
支えあい・見 守りの充実	⇒自死は年齢や性別などに関係なく、全ての方に起こりうるものなので、町報や研修を通して啓発していきたい。	健康推進課：吉 岡課長
I-（3）町	○いじめによる自死など学校の対応も必要だ。教育現場では、どのように対応しているのか？	谷原委員
	⇒一見いじめと見えないようなことでも受けた側が嫌だと思ったことは全ていじめと捉え、自死に繋がらないように一つ一つ丁寧に対処している。	教育総務課：中 原
II-（4）町	○災害時に最低限実践してほしいことを、自治会長などに対し具体的に働きかけてはどうか？	谷原委員
災害時の連携 の強化	⇒自治会長会で、防災研修会の開催などを提案していきたい。	福祉課：小澤課 長
II-（5）町	○虐待防止を広報等で啓発するとあるが、対象となる高齢者、障がい者、児童は町報を読まないのではないかと？	山本委員
権利擁護の推 進	⇒確かに町報だけでは伝わりにくいこともある。有効な手段を協議検討したい。	事務局：菱井
	本人は理解ができなかったとしても、周りが虐待と気付く周知が大切。地域の人全員が、具体的に虐待とはどういうことかを理解できるような取り組みを検討してほしい。	土屋アドバイ ザー
	民生児童委員や福祉事業所は年1回の研修で虐待について理解を深	福祉課：小澤課

	めている。	長
	民生児童委員や専門職の方は虐待についてよくご存じだと思うので、広く一般の人たちを対象に取り組んでほしい。PTAの会で保護者に理解してもらえそうな取り組みも重要である。	土屋アドバイザー
	広報に関しても、周りの方に理解していただけるようなやり方を検討していきたい。	事務局：菱井
	こども園でのことだが、乳幼児はおむつ替えの際に、あざや傷で虐待を早期発見できる。大切な命を地域全体で守っていけたらよい。	森田主任児童委員
	情報を得る方法も多様になっているので、研修会や講演会に出席できない世代のために動画配信を検討してもよいのでは。	長曾我部委員長
	何が虐待に当たり、見つけたらどこに通報するのか、これだけを広く知ってもらえばよい。	土屋アドバイザー
Ⅲ- (3) 町	〇〈こけないからだ体操〉を充実させるために、まずは〈いきいきサロン〉の立ち上げを考えてほしい。体操だけというのは集まりにくい。	田中委員
健康づくり・ 介護予防	⇒世話人がいないなどの理由で2自治会減り、現在サロンがあるのは43自治会になった。存続させるために相談に応じるなど社協も協力している。	社協：前田
	〇世話人はボランティアなのか？理想としては、自治会が主体となって始め、それを支援するのがよいのだが。	長曾我部委員長
	⇒世話人に関しては、報酬の有無など自治会によって違う。社協としては、参加者同士で運営するのが良いと考えている。世話人がいないからサロンを止めたいという自治会には、参加者全員で運営するよう声がけをしている。	社協：前田
	〇体操はしたいが、そのための声がけをするのが大変だと聞いている。サロン開催に補助金が出ることももっと周知したらよいのでは。	森田主任児童委員
	⇒年に1回、全自治会長にチラシで周知し説明もしている。	社協：前田
	日中はどうしても時間が取れない人もいるので、サロンを夜7時半から開催している。サロンは高齢者が対象なので、どうしても自治会長が動かざるを得ない。	山本委員
	それぞれの自治会の実情に応じて、時間などを工夫するのは良いと思う。世話人に関してだが、自分の自治会では無償でしている。一人一役で責任を持って運営しているのが長続きの秘訣だと思っている。	田中委員
	北栄町は介護認定率が県内一低い。気軽に通える場所があるからだと思う。体操で体力の強化ができ、居場所があることで生活のリズムが整う。通える場所があることは心身両方に必要である。	土屋アドバイザー
	勝手に集合解散するような仕組みがないと、立ち上げた後が大変だ。高校生の授業の一環にするなど、運営に負担がかからないように、地域の考えを変えていけばよい。	長曾我部委員長
	〇こけないからだ体操にも補助金が出るのか？	谷原委員
	⇒5人以上の参加で1回500円、1か月の上限2,000円まで補助が出る。	池田センター長

① 北栄町重層的支援体制整備事業実施計画 (資料2)		福祉課：松嶋室長
	○ひきこもりとは、具体的にはどういう人を想定しているのか？	長曾我部委員長
	⇒不登校の子どもだけではなく、中高年や高齢者も含め、地域社会と関わりを持たない方を想定している。町内にもかなりの人数がいると思われる。	福祉課：松嶋室長
	○どのようにして実態を調査するのか？	長曾我部委員長
	⇒前回調査の平成30年度は、関係機関や民生委員からの聞き取り調査で54人という結果が出た。今年度の調査方法も、周りから情報を収集していく方法になるだろうが、個人名が分かればいいのかと思う。	福祉課：松嶋室長
	○正しい数字を出すのが目的ではなく、支援が必要な人を見つけるための調査という考えでよいか。	長曾我部委員長
	⇒その通りだ。困っている人を見つけて、いかに支援に結び付けるかが大事だ。	福祉課：松嶋室長
	○情報提供があった場合は確認するのか？	山本委員
	⇒いきなり本人を訪ねるのは難しいし、家族が否定する場合もあるので、まずは情報を集め少しずつ信頼関係を構築していきたい。	福祉課：松嶋室長
① 令和5年度成年後見制度利用促進計画 目標設定 (資料3)		事務局：菱井 社協：前田
	○昨年度は利用があったか？	谷原委員
	⇒個別の分は確認できていないが、町の申立分は4件あった。	事務局：菱井
	○後見人決定後、家族が受け入れるのに問題はなかったか？	谷原委員
	⇒個別での申立は基本的に家族が自ら申立てるものなので理解の上で行われている。町の申立は身寄りのない方や家族の支援が受けられない方の分で、本人了解の上で進めるものなので特に問題はない。	事務局：菱井
	○インターネットの情報によると、後見人と家族間でトラブルが起こる場合もあるということだが？	谷原委員
	⇒後見制度はあくまで本人の意思決定を支援するものなので、本人と家族間で意見が違う場合は問題になることもあるかもしれない。	事務局：菱井
	町は身寄りのない人を町長権限で申立するだけ。後見人と申立人の家族間で問題が起きた場合でも、裁判所へ訴えるべきであり、町はトラブルに一切関わることはないということになる。	土屋アドバイザー
○ 其他のご意見		
一時保育	○娘が里帰り出産のため子連れで長期間滞在した。その際一時保育を予約しても保育士がいなくて断られたり、申し込み多数で利用できなかったりした。制度自体はよいが、もっと工夫が必要では？	松村委員
	⇒北条子ども園で実施中だが、申し込み多数の場合は確かにお断りすることもある。利用しやすい仕組みを整えたいが、予約の有無により保育士の調整が難しく、勤務体制として持続しにくい。簡易登録で利	教育総務課：中原課長

	用できるファミリーサポート制度もあるので、そちらもご利用いただきたい。	
成年後見制度	色々問題がありそうで、知的障がい者の親としては、まだ利用する気にはならない。	中井委員
ボランティア	ボランティアには2種類ある。特定の活動をするボランティアと、ニーズに合わせたボランティア。どちらも大事である。ボランティア総数が増え、ニーズ内容の整理ができれば利用したいと思う。	中井委員
	おっしゃる通りだ。これから大事なのは、ニーズに合わせて寄り添うボランティア。アウトリーチ事業にも必要になってくる。	土屋アドバイザー
まとめ	この会への参加は二度目になるが、定期的に経過を踏まえて議論する場があるのはすばらしい。委員の問題意識も高く会が形骸化していない。北栄町の重層的事業は厚労省ホームページのモデル事例としても取り上げられているので、これからも誇りをもって進めてほしい。	土屋アドバイザー
4：連絡事項		
(1) 次回委員会の開催について		事務局：菱井
今年度は令和6年度の改定と計画立案に向け、年度途中でも必要に応じて開催したいので、ご協力をお願いしたい。開催日時は随時お知らせする。今年度の管理と評価については3月に開催したい。		
5：閉 会		
福祉課・小澤課長の挨拶で終了。		